

「被災者生活再建支援制度に関する検討会中間報告」に対する意見募集要領

平成19年8月 日
内閣府政策統括官（防災担当）

被災者生活再建支援制度は、平成10年に制定された被災者生活再建支援法に基づき、自然災害によりその生活基盤に著しい被害を受けた者であって、経済的理由等によって自立して生活を再建することが困難なものに対し、都道府県が相互扶助の観点から拠出した基金を活用して、支援金を支給することにより、その自立した生活の開始を支援する制度です。

本制度は、平成16年に改正が行われていますが、この法案審議の際に、施行後4年を目途として、制度の見直しなどの総合的な検討を加える旨の附帯決議が採択されました。今年で施行後3年を経過することから、3月から被災者生活再建支援法の見直しに向けた検討会を設置して議論を行っているところです。

今般、その中間報告がとりまとめられましたので、中間報告に対して、下記の要領により国民の皆様からの御意見を広く募集します。

お寄せいただいた御意見につきましては、検討会に報告し、最終報告の取りまとめに向けた議論に活用させていただきます。

記

1．意見募集の趣旨・目的・背景

被災者生活再建支援制度に関する検討会は、これまで5回にわたって開催され、被災自治体など関係者からのヒアリングを行うとともに、能登半島地震の被災地に赴き被災の実情等を聴取するなど、精力的に検討を重ねてきました。

今般示された中間報告は、中間的な報告として、現状の問題点を整理して、目指すべき制度改正の基本的な方向を示すとともに、考えられる限りの改善方策をその問題点と併せて示したものとなっていますが、これは最終報告に向けて検討を進めるに当たり、各層からの幅広い御意見が寄せられることを期待しているものです。

2．意見公募の対象となる中間報告及び関連資料の入手方法

- (1) 内閣府政策統括官（防災担当）付参事官（災害復旧・復興担当）室において配布
- (2) 電子政府の総合窓口（e-GOV）及び内閣府ホームページに掲載

3．意見の提出方法

(1) インターネットによる提出

(2) 郵便 〒100-8969 東京都千代田区霞が関1-2-2

内閣府政策統括官(防災担当)付参事官(災害復旧・復興)
被災者生活再建支援法担当

(3) ファクシミリ 03-3581-8933

4. 意見の提出上の注意

提出の御意見は、日本語に限ります。また、個人は住所・氏名・性別・年齢・職業を、法人は法人名・所在地を記載して下さい。これらは、個人や法人を特定できる情報を除き、公表する場合もありますので御了承願います。

なお、電話での意見はお受けしませんので御了承願います。

5. 意見の提出締切日

平成19年8月 日(郵便の場合は当日まで必着のこと)

(8月上旬から1ヵ月間を予定)

6. 資料

- ・被災者生活再建支援制度見直しの方向性について及び同参考資料
- ・被災者生活再建支援制度見直しの方向性についての概要